

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 9日 ✓

さいたま市長

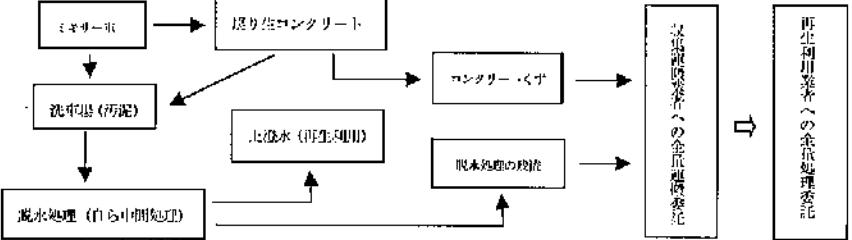
清水 勇人 殿

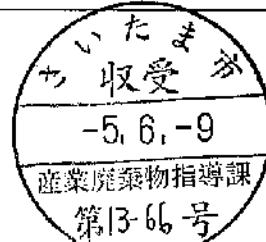
住 所 東京都足立区伊興本町1丁目12番4号
氏 名 横山産業株式会社
代表取締役会長 横山 靖之
電話番号 03-3855-1550

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	横山産業株式会社 大宮工場
事 業 場 の 所 在 地	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔1349-1
計 画 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日 ✓

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	生コンクリート製造業
② 事 業 の 規 模	55,300千円
③ 従 業 員 数	14名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

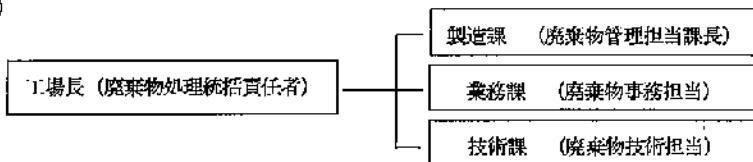


(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



- 1) 統括責任者：廃棄物処理に関する決定・検討及び委託契約書の締結
 - 2) 管理課長：廃棄物の処理状況の把握と管理
 - 3) 事務担当：マニフェストの交付と管理（保管）
 - 4) 技術担当：廃棄物に対する技術的管理（密度、濃度、規制値等）
- 教育実施：埼玉県主催の公害防止フォローアップセミナーへの受講
其の他の公害・環境に関する講習会出席

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず						
	排 出 量	14,100 t ✓	2,009 t ✓						
① 現状	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥は、生コンの出荷量と戻りコンクリートに比例して発生量が多くなる。コンクリートくずは、汚泥を自らの中間処理施設（脱水機）で脱水した残渣と戻りコンクリートのがらである。 ○よって、汚泥もコンクリートくずも顧客からの余剰コンクリートが要因であるので、余剰コンクリートの注文がないように顧客にお願いをしている。 								
② 計画	<p>【目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業廃棄物の種類</th> <th>汚泥</th> <th>コンクリートくず</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排 出 量</td> <td>13,000 t ✓</td> <td>1,800 t ✓</td> </tr> </tbody> </table> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>○余剰コンクリートの注文がないように顧客に御願いを継続する。</p>			産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず	排 出 量	13,000 t ✓	1,800 t ✓
産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず							
排 出 量	13,000 t ✓	1,800 t ✓							

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートくずに金属くず、木くず等が混じらぬよう分別の徹底を指導している。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、紙くず、ガラスくずの分別の徹底を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥（上澄水）			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t		t	
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>汚泥を自社の中間処理施設（脱水機）で脱水を行った上澄水を再生利用している。</p>				
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥（上澄水）			
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t		t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>○ 同上</p>					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】				
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥（上澄水）				
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t		t		
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	12,091 t ✓		t		
<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>汚泥を自社の中間処理施設（脱水機）で脱水を行っている。</p> <p>また、脱水を行った上澄水を再生利用している。</p>						
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	汚泥（上澄水）				
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t		t		
<p>自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量</p> <p>11,200 t ✓</p> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>○ 同上</p>						

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	——
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	—— t
	(これまでに実施した取組)	t
【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	——
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	—— t
	(今後実施する予定の取組)	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ 令和 4 年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	コンクリートくず
	全処理委託量	2,009 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	—— t
	再生利用業者への 処理委託量	2,009 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	—— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—— t
(これまでに実施した取組) 再生利用処理業者の処分方法、施設の処理能力、保管能力をその都度処分場所へ行き確認を行っている。 そのうえで委託可能な処理業者との継続を行っている。		

(第5面)

【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず
②計画	全処理委託量	1,800 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	✓ 1,800 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
処理委託した再生利用処理業者の処分場所での現地確認の継続。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。